

○出水市教育事務点検評価会議規則

平成30年3月26日

教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、出水市教育委員会が教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、出水市附属機関の設置に関する条例（平成30年出水市条例第11号）の規定に基づき置く出水市教育事務点検評価会議（以下「評価会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価会議の委員)

第2条 評価会議の委員（以下「委員」という。）の定数は、5人以内とし、当該委員の構成は、教育に関し学識経験を有する者とする。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(会長及び副会長)

第3条 評価会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、評価会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に共に事故があるとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、評価会議を招集し、評価会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めてその

意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、会長が評価会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(評価会議の招集の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあつては、教育長が評価会議を招集する。